



第6次NACCS稼働に伴う通関手続・通関関係書類の 電子化・ペーパーレス化に関するお知らせ

平成29年10月8日(日)からの第6次NACCS稼働に伴い、下記の点が変わります！

○ 申告添付登録(MSX)業務により提出できるデータ容量の拡大

平成29年10月8日(日)からNACCSの申告添付登録業務(以下「MSX業務」という。)(※1)により提出できるデータ容量が、現在の3MBから**10MB**(1ファイルあたりの容量は**3MB**まで)に拡大されます。また、対応ファイルの拡充やファイル名の日本語対応など利便性が向上します。

(※1) インボイス、運送状、保険料明細書等の通関関係書類を電磁的記録(PDF等の電子データ)で提出することができる業務です。

○ 原産地証明書の電磁的記録による提出

特恵税率の適用等に係る原産地証明書については、輸入申告時にMSX業務により提出した場合であっても、輸入許可の日から3日以内に書面による原本提出を必要としておりましたが、平成29年10月8日(日)からMSX業務により提出された原産地証明書は原本とみなされ、輸入許可後の書面提出は不要となります。(※2)

(※2) ただし、200dpi以上の解像度かつカラーでスキャンした電磁的記録により提出いただくことが必要です。また、エンボス印が押された原産地証明書については、あらかじめ該当部分を鉛筆等で薄く黒塗りまたは別紙に写しをとった後にスキャンする等、審査に必要な項目が判読できるようにしたうえで提出いただくことが必要となります。これらの要件を満たしていない場合や提出された原産地証明書が不鮮明で記載内容を正確に確認できない場合など、税関の審査・検査に支障があると認められる場合には、再提出を求める場合があります。

○ 会計検査院に提出する通関関係書類について書面(紙)による提出が不要に

会計検査院に提出する通関関係書類につき、平成29年10月8日(日)からMSX業務により提出され許可等を受けた申告等に係る通関関係書類(※3)については、原則として書面(紙)による提出が不要となります。(※4)

さらに区分1となった輸入申告については原則として提出を省略できるようになります。(※5)

(※3) NACCSで行われた特例申告、修正申告、関税等更正請求、石油製品等移出(総保出)輸入申告についても、同様に書面(紙)による提出が不要となります。

(※4) ファイル容量超過や他法令手続等のためすべての通関関係書類を電磁的記録により提出できなかった場合には、申告控に關係書類を添付したものを書面(紙)で2部提出する必要があります。

(※5)「区分」欄の表示に関するお知らせ

会計検査院への通関関係書類の提出が必要な輸入申告のうち区分1となったものについては、「提出が必要な書類が存在する」という意味を示す「Y」が審査区分欄に表示されますが、他法令手続等、他の理由で通関関係書類を提出する必要がない場合には、上記のとおり、通関関係書類の提出を省略することは可能です。

こちらについては、今後、システムの仕様変更を予定しております。時期等の詳細が決まりましたら、別途お知らせします。

◆第6次NACCSに関する情報は、「NACCS掲示板(第6次版)」をご参照ください

○ 修正申告及び関税等更正請求の関係書類の電磁的記録による提出

修正申告及び関税等更正請求における関係書類については、平成29年10月8日(日)からMSX業務による提出が可能となります。

- 修正申告及び関税等更正請求について、修正申告等の前に関係書類を税関に提出していただく必要がありますので、修正申告等の事項登録後にMSX業務により提出してください。
- なお、当該関係書類をMSX業務で提出した場合は、MSX業務で提出した旨及び修正申告番号又は更正請求番号を税関に連絡してください。この場合、事項登録後に出力される入力控の提出は必要ありません。

○ 通関関係書類の提出要否についての表示欄の一部変更

輸出入申告等控、輸出入許可通知書等の「区分」欄にて、輸出入申告等に係る通関関係書類の提出要否を通知しているところですが、平成29年10月8日(日)から「区分」欄を3桁から4桁に拡張し、4桁目に通関関係書類の提出要否を表示します(下図参照)。

図: 輸入申告控(共通部)帳票イメージ

代表税番 XXEX	申告種別 XXE X X [X]	区分 XX EG	あて先税関 審査区分欄の4桁化	部門	申告年月日 yyyy/MM/dd	申告番号 XXX XXXX XX1E
輸入者 XXXXXXXX-X1E	XXXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXXE	申告条件 [X]	予定年月日 yyyy/MM/dd	本申告 [X]		

4桁目に表示される記号

種類	内容
T	原紙提出が必要な通関関係書類が存在する(審査時)(※審査区分2、3が対象)
G	原紙提出が必要な通関関係書類が存在する(許可後)
M	原紙提出が必要な通関関係書類が存在する(審査時・許可後混在)(※審査区分2、3が対象)
Y	区分1であるが提出が必要な通関関係書類(電子的提出が可能)が存在する <前ページ(※5)参照>

○ 関税割当に係る数量管理(裏落処理)

関税割当に係る数量管理(裏落処理)については、これまで税関に関税割当証明書(原本)を輸入申告の都度提出していただき、裏落の確認等を行っていましたが、平成29年10月8日(日)からNACCSによる処理が可能となります。

- 輸入者又は通関業者は、関税割当証明書の内容を事前にNACCSに登録し、関税割当証明書(原本)等の必要書類を税関に提出して、税関の確認を受けていただく必要があります。
- なお、関税割当証明書(原本)については、税関が確認した旨を記載して返却しますが、関税割当数量をNACCSで管理している間は、関税割当証明書(原本)による裏落処理は出来ません。
- 関税割当数量のNACCSでの管理を終了する場合には、関税割当証明書(原本)等の必要書類を税関に提出して、税関の確認を受けていただく必要があります。

○ 包括保険業務のシステム化

包括保険確認登録業務等が新設されることで、平成29年10月8日(日)から税関を介さずに包括保険番号を取得し、輸入申告等で適用することが可能となります。

- 損害保険会社が輸入者等と契約した包括保険の包括保険指数等をNACCSに仮登録し、その仮登録内容を輸入者又は通関業者等が確認する業務が新設されます。本業務を利用することにより、使用実績データの集計、登録状況の照会・共有、有効期限を無期限に設定することなどが可能となります。
- 現行の書面(紙)で行われている「包括保険扱い申請」による税関窓口での手続きについても、従来どおり行うことができます。

◆通関関係書類の電子化に関するお問い合わせは、税関のホームページまで

通関関係書類 電子化

検索

<http://www.customs.go.jp/news/news/paperless/index.htm>

◆NACCSの利用に関するお問い合わせは、NACCS掲示板「問合せ先」をご参照ください

NACCS 利用

検索

<http://www.naccscenter.com/info/info.html>

